

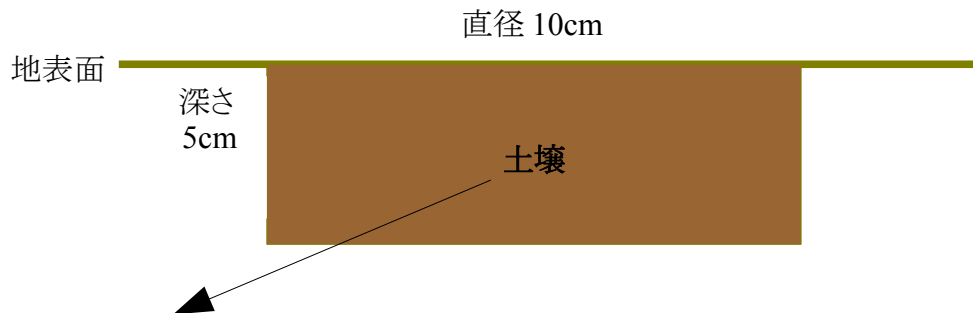
土壌の採取方法について

個人(市民, 農家)からの土壌の検査依頼は, 検体を依頼者自身が採取して検査場所へ持参していただければ検査に応じます。

土壌の採取方法については以下を参考にしてください。

(1) 一般家庭の土壌(宅地等)の採取方法

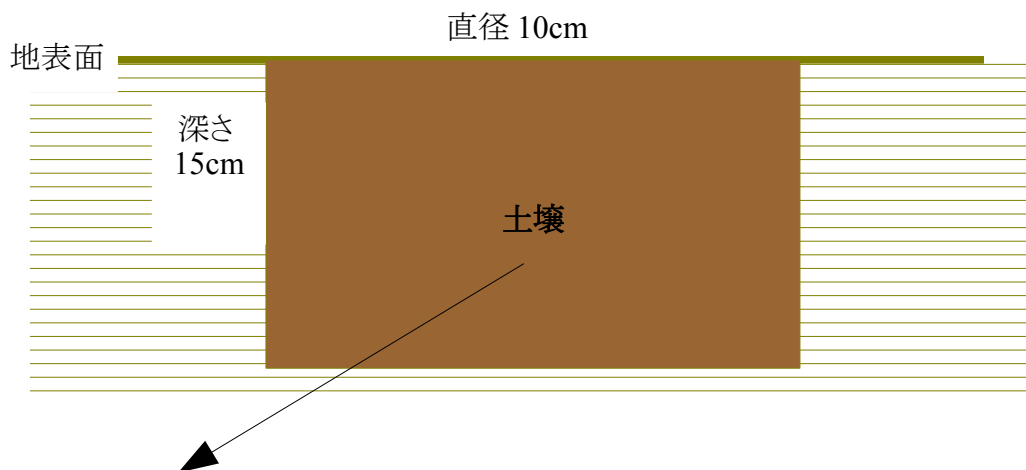
(文部科学省作成, 放射線量等分布マップ(土壌濃度マップ)の採取方法による)



直径10 cm , 深さ5 cm の量をシャベル等で掘り, 最低2箇所以上採取してビニール袋に入れ, 攪拌する。

(2) 農地の場合

(農林水産省作成, 農地土壌の放射性濃度分布図の採取方法による)



直径10 cm , 深さ15 cm の量をシャベル等で掘り, 最低1箇所以上採取してビニール袋に入れ, 攪拌する。